

65 歳以上の方へ

8 月中旬に介護保険料の納入通知書を送付します

●問合先 市役所介護福祉課 介護保険G 内線 172

介護保険料の納付方法が普通徴収の方は、8 月中旬に介護保険料納入通知書（納付書）を送付しますので、内容をご確認ください。皆さんに納めていただく保険料は、介護保険の大切な財源です。保険料額や納付方法を確認して、納め忘れのないようお願いします。

○介護保険料額は、所得などに応じて 10 段階に分かれています。

○年度途中で資格を取得した場合は、月割りで計算します。

所得段階	対象者	保険料(年額)
第 1 段階	生活保護を受けている方 世帯の全員が市区町村民税非課税で、老齢福祉年金（＊ 1）を受給している方	26,600 円
第 2 段階	世帯の全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額（＊ 2）と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	
第 3 段階	世帯の全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	37,200 円
第 4 段階	世帯の全員が市区町村民税非課税で、第 1・2・3 段階以外の方	39,900 円
第 5 段階	世帯の誰かに市区町村民税が課税されているが、本人が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	47,800 円
第 6 段階	世帯の誰かに市区町村民税が課税されているが、本人が市区町村民税非課税で、第 5 段階以外の方	53,200 円
第 7 段階	本人が市区町村民税を課税されており、前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	61,100 円
第 8 段階	本人が市区町村民税を課税されており、前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方	66,500 円
第 9 段階	本人が市区町村民税を課税されており、前年の合計所得金額が 200 万円以上 500 万円未満の方	79,800 円
第 10 段階	本人が市区町村民税を課税されており、前年の合計所得金額が 500 万円以上の方	93,100 円

＊ 1 「老齢福祉年金」とは、明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた方などで、一定の所得がない場合にほかの年金を受給できない方に支給される年金です。

＊ 2 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なる）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

保険料の納付が困難なときは

災害などの特別な事情により、介護保険料の納付が困難になったときには、保険料徴収の猶予や減額を受けられる場合があります。詳細は市役所介護福祉課にご相談ください。